

瀬戸市国民健康保険データヘルス計画
(第2期計画)
中間評価

令和3年3月
愛知県瀬戸市

第1章 瀬戸市国民健康保険データヘルス計画（第2期計画）中間評価にあたって

1	はじめに	1
2	計画の策定・推進体制	1
3	計画の位置づけ	1
4	計画の期間	2
5	計画の公表	2
6	地域包括ケアに係る取組及びその留意事項	2
7	個人情報の取り扱い	2

第2章 瀬戸市の概要

1	瀬戸市の人口動態	3
2	介護保険の状況	6

第3章 瀬戸市国民健康保険の現状と課題

1	被保険者の構成	8
2	被保険者の医療状況	9
3	医療費の概況	10

第4章 健康課題と対策の方向性

第5章 保健事業の実施状況

1	特定健康診査	21
2	特定保健指導（動機付け支援・積極的支援）	25
3	生活習慣病予防健康診査	26
4	糖尿病性腎症重症化予防事業	27
5	後期高齢者医療制度との連続性	28
6	保健事業の実施状況	32

第1章 瀬戸市国民健康保険データヘルス計画（第2期計画）中間評価にあたって

1 はじめに

瀬戸市国民健康保険データヘルス計画（第2期計画）は、平成30年3月に第1期計画を評価し、その結果を踏まえて策定したものです。

我が国の総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は年々増加し、今後ますます高齢化の進展が見込まれる中、できる限り長く健康で自立した生活が送れるよう、健康の保持増進に取り組むことの重要性が高まっています。また、こうした取り組みは生活の質の維持向上に大きく影響し、結果として医療費の適正化、ひいては医療保険制度の健全かつ安定した財政運営に資すると考えられています。

こうした背景を踏まえ、瀬戸市においても、健康・医療情報に基づき課題を明確にしたうえでPDCAサイクルに沿った効果的な保健事業を実施しています。そのため本計画の中間評価を実施し、計画前半期の実績と課題を検討し、後半期の保健事業の継続・充実を図ることで、引き続き瀬戸市国民健康保険被保険者（以下「被保険者」という。）の健康維持・増進を図ります。また、これにより前期高齢者世代から連続した保健事業を展開し、本市の後期高齢者世代に連続性のある健康維持・増進へとつながると考えます。

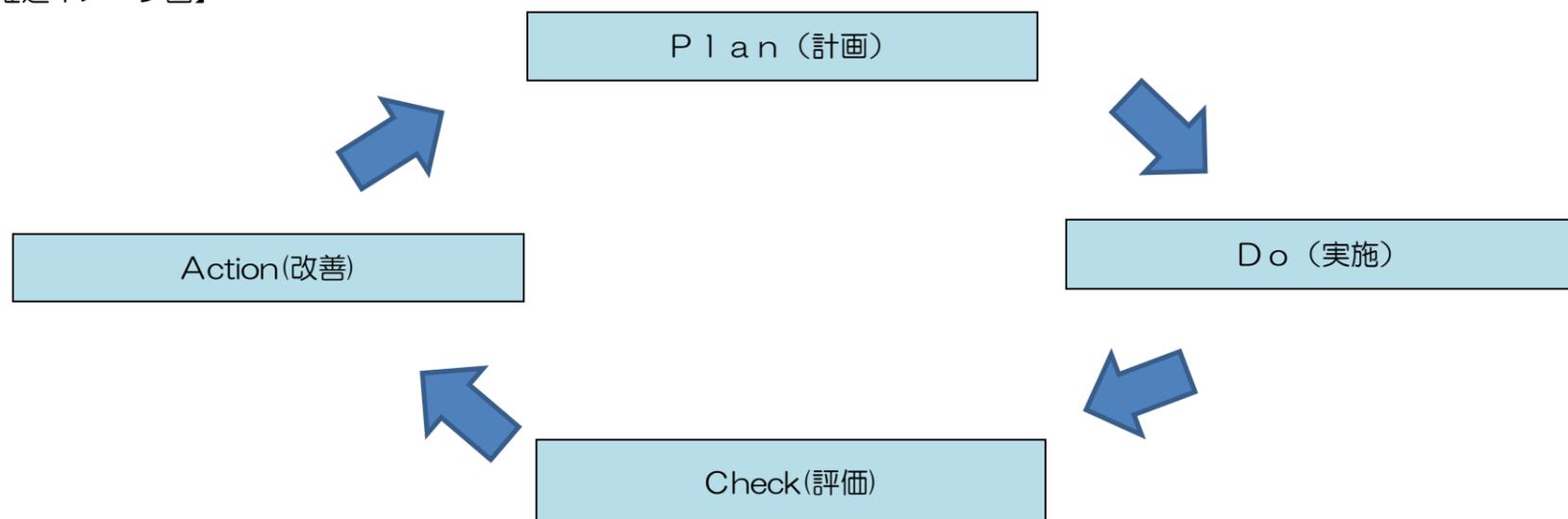
2 計画の策定・推進体制

健康の維持・増進を図るためには、健康への意識づくりや疾病予防など、幅広い取り組みが必要となるため、計画の策定・実施にあたっては、庁内関係部署はじめ医療機関、関係団体との連携を図り取り組んでいます。

また、計画の策定は、被保険者代表、保険医・保険薬剤師代表、公益代表を構成員とする瀬戸市国民健康保険運営協議会にその内容を諮り、事業の実施にあたっては、毎年度、その評価を瀬戸市国民健康保険運営協議会に報告し点検することにより、次年度以降の取り組みを確実に進めるとともに、必要に応じてこの計画の内容を実態に即した効果的なものに見直していきます。

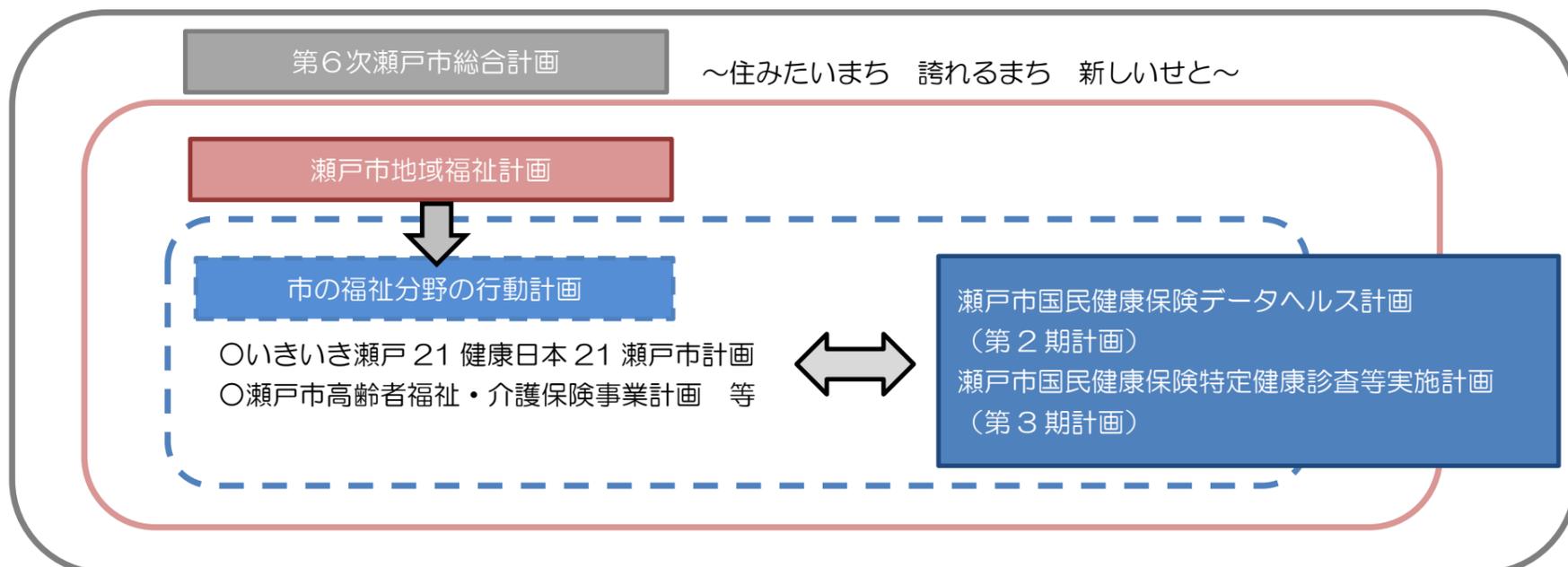
第1期計画に引き続き、効果的・効率的な保健事業を継続するため、次のようなPlan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の繰り返しにより進めていきます。

【計画推進イメージ図】



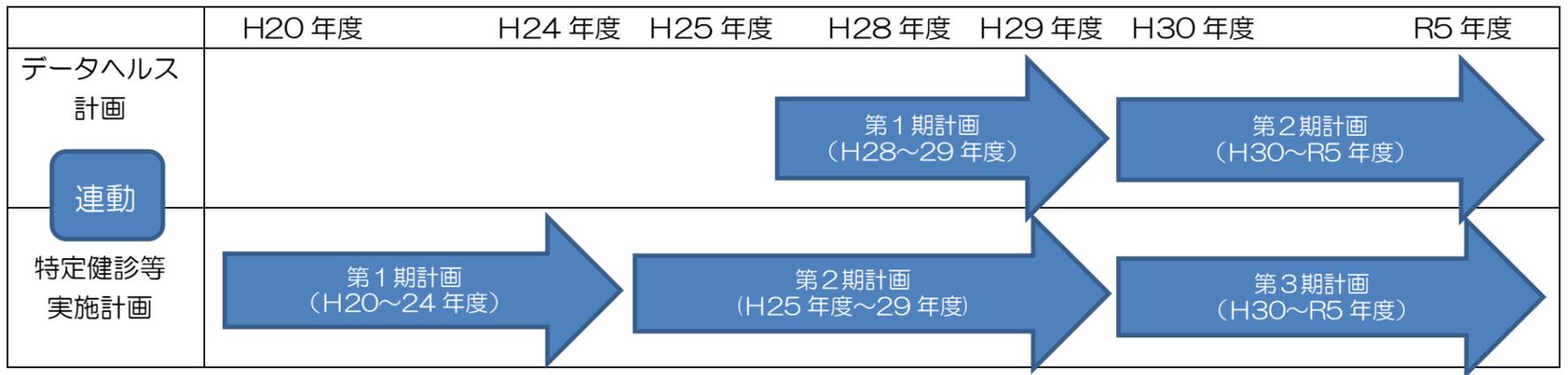
3 計画の位置づけ

この計画は、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21【第2次】）」に示された基本方針及び「第6次瀬戸市総合計画」等を踏まえるとともに、「いきいき瀬戸21 健康日本21 瀬戸市計画」等との整合を保ち、連携を図ります。



4 計画の期間

第2期計画の期間は、平成30年度から令和5年度までの6年間とし、瀬戸市国民健康保険特定健康診査等実施計画（第3期計画）と一体的に連動して運用を行います。



5 計画の公表

この計画は瀬戸市ホームページに掲載し公表するとともに、計画内容について広報せと等への掲載や関係団体等に対する周知を図ります。

6 地域包括ケアに係る取組及びその留意事項

健康・医療情報と介護情報を活用するなどして分析を行い、今後も進行する被保険者の高齢化に向け、高齢層の被保険者の暮らしを支えるための課題の抽出に努めるとともに、介護予防の取組みと連携した生活習慣病の発生予防や重症化予防対策の実施、地域で被保険者の健康づくりを支える連携促進のため瀬戸市保健・医療・福祉総合調整推進会議へ参画し情報共有等を図ります。

また令和3年度より高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、高齢者の保健事業について愛知県後期高齢者医療広域連合と連携し、厚生労働省が示す「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に向けた事業をあわせて展開していきます。

7 個人情報の取り扱い

この計画に基づく事業実施に伴う個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び同法に基づくガイドライン、瀬戸市個人情報保護条例、瀬戸市個人情報保護条例施行規則等を遵守し、適正に管理します。

また、国民健康保険法第120条の2に基づき、瀬戸市の職員及び瀬戸市の職員であった者は、事業実施の際に知り得た個人情報に関する守秘義務規程を遵守します。

事業を外部委託により実施する場合は、瀬戸市個人情報保護条例等に基づき、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約遵守状況を監理していきます。